

児童福祉係からのお知らせ

○ひとり親家庭等医療費助成制度

この制度は、ひとり親家庭等に対し、医療費の本人負担分を市が助成する制度です。

〔対象となる人〕

母子家庭・父子家庭の父母と児童、または父母のいない児童を養育している人とその児童が対象になります。対象となる児童は、18歳になった以後の最初の3月31日（一定の障害の状態にある児童は20歳未満）までの人です。

○児童扶養手当制度

この手当は、父母の離婚などにより、父と生計をともしない児童が育成される家庭の、生活の安定と自立の促進のために支給されるものです。

〔児童扶養手当を受けるには〕

次のいずれかに該当する※1児童を監護する母または養育者の申請により支給されます。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父が死亡した児童
- ・ 父が重度の障害者である児童

・ 母が婚姻によらないで出生した児童など
ただし、このような児童を監護または養育しているも、一定の条件が満たされていないければ、支給要件には該当しません。

※1児童とは18歳になった以後の最初の3月31日（一定の障害の状態にある場合

は20歳未満）までの人のことをいいます。

○特別児童扶養手当制度

この手当は、心身に障害がある児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を育てている人に支給されるものです。

〔特別児童扶養手当を受けるには〕

20歳未満で、障害の程度が法律で定められた一定の状態にある児童を、監護する父または養育者の申請により支給されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、手当を受けられません。

- ・ 対象児童が児童福祉施設に人所しているとき
- ・ 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるときなど

詳しくは、社会福祉課児童福祉係

（☎63-51113）またはお近くの支所までお問い合わせください。

「ご協力をお願いします」

平成17年度からの固定資産税の納付方法等についてお尋ねします

佐渡市は今年3月1日に合併しましたが、これまで複数の市町村に固定資産税を持っていた人については、平成16年度分の「納税通知書」が複数枚送付されています。

平成17年度課税分からは、同一所有者の固定資産については「納税通知書」を一通にまとめたものを送付いたします。

すので、それにより納付していただくこととなります。

これから来年2月ごろにかけて該当者に電話・文書等で市役所の税務担当課から、固定資産の内容、納税通知書の送付先及び納付方法等についてお尋ねする場合がありますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先

市役所市民課 資産税係・管理収納係
☎63-51112

各支所税務担当課

新潟県中越地震災害義援金の振込み等による受付について

佐渡市では、新潟県中越地震により被災した方々への義援金を受け付けています。振込みによる寄託を希望する人は、次の口座を利用してください。

受付機関	振込口座	市問い合わせ先
新潟県災害対策本部	第四銀行両津支店 普通預金 1264927 [口座名義] 新潟県中越地震支援義援金	会計課
日本赤十字社新潟支部	第四銀行山支店 普通預金 1546059 [口座名義] 日本赤十字社新潟県支部	社会福祉課

※第四銀行・本支店における窓口での振込手数料は、無料です。

ATM（現金自動預け払い機）での振込みは有料です。

※受付期間 平成16年12月28日（火）まで

放送大学公開講演会

「日々生きるということ…」

晩年の正岡子規

講師 黒澤岑夫
放送大学新潟学習センター所長
新潟大学名誉教授

日時 12月10日（金）午後6時～8時

会場 真野体育館2階A室

入場料 無料

問い合わせ先

教育委員会真野事務所 ☎55-2179

佐渡市連合婦人会

チャリティダンスパーティー2004

シャルウィダンス Shall We Dance? (さあ 踊りましょう)

日時 12月4日（土）午後7時～9時

会場 金井コミュニティセンター ホール

会費 1,000円

参加者 老若男女を問わず、

どなたでも参加できます。

※お互いに助け合う社会づくりを目指し、収益金は社会福祉協議会に寄贈します。

問い合わせ先

教育委員会生涯学習課 ☎27-4181

